

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

条 例

ページ

○職員定数条例の一部を改正する条例	（人事課）	一
○職員給与に関する条例の一部を改正する条例	（同）	一
○県立学校条例の一部を改正する条例	（教育庁高校教育課）	二
○地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	（税務課）	二
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（市町村課）	二
○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例及び屋外広告物条例の一部を改正する条例	（廃棄物対策課等）	三
○介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（長寿社会政策課）	三
○障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	（障害福祉課）	三
○障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（同）	四
○産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	（新産業振興課）	四
○損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例	（商工経営支援課）	四
○職業能力開発校条例の一部を改正する条例	（産業人材対策課）	五
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（雇用対策課）	五
○農業大学校条例の一部を改正する条例	（農業振興課）	五
○森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	（林業振興課）	六
○道路占用料等条例の一部を改正する条例	（道路課）	六

条 例

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百十八号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和三十三年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中、「四、二二三人」を「四、四九二人」に、「三、六八三人」を「三、九五三人」に改め、同条第三項中、「二四人」を「二九人」に、「二六三人」を「二七六人」に、「一、〇六三人」を「一、一四四人」に、「一、一〇〇人」を「一、一八四人」に、「一、一三三人」を「一、二二〇人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百十九号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第六号中、「同項」を「第十九条第一項」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（特定警察官等に対する地域手当の支給の特例）

34 警察庁の警察官若しくは皇宮護衛官又は給料表の適用を受けない都道府県警察の警察官であつた者が、引き続き給料表の適用を受ける職員（人事委員会規則で定める職員に限る。以下この項及び次項において「特定警察官等」という。）となり、第十一条の第二項の表四級地の項又は五級地の項に掲げる地域（以下この項において、「在勤地域」という。）に在勤することとなつた場合において、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当するときは、第十一条の四又は第十一条の五第一項若しくは第二項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の二、第十一条の四及び第十一条の五の規定にかかわらず、任用の事情、当該在勤することとなつた日（以下この項において、「在勤日」という。）の前日における勤務地等を考慮し、当該特定警察官等には、同表の各号の上欄に掲げる場合の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる期間、当該各号の下欄に掲げる月額地域手当を支給する。

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。
 第二条の表八の三の項イ中「及び第九十六条の三五項」を削り、「並びに第九十六条の二第五項」を、「第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三五項」に改め、同表八の七の項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同表三十四の六の項中「蔵王町」の下に「七ヶ宿町」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表八の三の項及び八の七の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表三十四の六の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては七ヶ宿町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令の規定の適用については、七ヶ宿町長の行った処分その他の行為又は七ヶ宿町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例及び屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百二十三号

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例及び屋外広告物条例の一部を改正する条例

(浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第一条 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(屋外広告物条例の一部改正)

第二条 屋外広告物条例（昭和四十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その商

号又は名称及び住所並びにその役員の氏名」を加える。

第二十五条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百二十四号

介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改め、「促進する」の下に「とともに、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被害を受けた者の健康の確保を図る」を加える。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定（第八条第二十項）を「第八条第二十一項」に改める部分に限る。）は、平成二十四年四月一日から施行する。

障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百二十五号

障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第一条 障害者施策推進協議会条例（昭和四十七年宮城県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項」を「第三十四条第三項」に改める。

第二条 障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。
第二条第二項各号を次のように改める。

一 障害者

二 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

三 学識経験のある者

四 関係行政機関の職員

第四条第二項中「学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者」を「障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表障害者施策推進協議会の委員及び専門委員の項中「障害者施策推進協議会」を「宮城県障害者施策推進協議会」に改める。

障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二百二十六号

障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「確保」の下に「並びに東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被害を受けた障害者等への支援」を加える。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二百二十七号

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

産業技術総合センター条例（平成十一年宮城県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表表面観察の項の次に次のように加える。

放射能・放射線測定

一 測定又は一件につき

一八、八〇〇円

附 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二百二十八号

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）による宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に県に納入すべき納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者等 信用保証協会法第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。

二 損失補償契約 県と協会との間の契約であつて、協会が信用保証協会法第二十条第一項第一号に掲げる債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を

履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。

三 求償権 協会が保証債務を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。

四 回収納付金 協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち当該損失補償契約の定めにより県に納入しなければならないものをいう。

五 東日本大震災 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第三条 知事は、協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄又は譲渡(当該求償権の金額に満たない額による譲渡に限る。以下同じ。)であつて次に掲げるものをしようとする場合において、それにより中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。

一 東日本大震災により被害を受けたことにより債務を弁済することができなくなった個人である債務者の生活又は事業の再建を支援するための指針として知事が認めるものに基づき策定された再建に関する計画による求償権の放棄

二 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合のうち知事が認めるものに対する求償権の譲渡

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条(第一号に限る。)の規定は、規則で定める日から施行する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二百二十九号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例(昭和四十九年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第十六条第四項」を、「第十六条第三項」に改める。

附則第五項の前の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」

に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)」に改め、「平成二十三年度分」の下に、「及び平成二十四年度分」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定並びに附則第五項の前の見出しの改正規定及び同項の改正規定(「平成二十三年度分」の下に、「及び平成二十四年度分」を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三百十号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「就業」の下に、「並びに東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)からの復興に向けた安定的な雇用」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三百一十一号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例(昭和五十八年宮城県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の前の見出し中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災」に改め、同項中、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害」を、「東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をい

う。」に改め、「平成二十三年度分」の下に「及び平成二十四年度分」を加える。
 附 則
 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の前の見出しの改正規定及び同項の改正規定（平成二十三年度分）の下に「及び平成二十四年度分」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百三十二号

森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年宮城県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道路占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第百三十三号

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例（平成八年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第十一条の七第一項」を「第十一条の八第一項」に改める。

別表道路法施行令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項の次に次のように加える。

道路法施行令第七条第六号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二を乗じて得た額	

道路法施行令第七条第七号に掲げる施設	建築物	その他のもの	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額

別表道路法施行令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場の項から道路法施行令第七条第十号及び第十一号に掲げる施設の項までを次のように改める。

道路法施行令第七条第八号に掲げる自動車駐車場	建築物	その他のもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
道路法施行令第七条第九号に掲げる緊急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二を乗じて得た額	
道路法施行令第七条第十号に掲げる器具	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二を乗じて得た額	
道路法施行令第七条第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二を乗じて得た額	

別表備考第七号中「第七条第十号及び第十一号」を「第七条第六号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
 （経過措置）

2 改正後の道路占用料等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。